

建設文教常任委員会

開催日	令和5年12月11日
時間	午前9時30分～午前10時45分
場所	委員会室
出席議員	野々部 享、齊藤 紗綾香、天野 武藏、飛永 勝次 松川 秀康、松岡 繁知、伊藤 奈美 (伊藤 嘉起議長)
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岩田総務部長 長谷川建設部長 猿渡建設部参事 飯田総務部次長兼財産管理課長 岡田人事秘書課長 林企画政策課長 服部財政課長 村瀬土木課長 鈴木都市計画課長 伊藤上下水道課長 前田新清洲駅周辺まちづくり課長 山下財産管理課課長補佐 小出財産管理課係長 天埜教育長 石黒教育部長 瀬尾学校教育課長 大沼生涯学習課長 高山スポーツ課長 吉田学校給食センター管理事務所長 鈴木スポーツ課係長
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 炭竈議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 建設文教常任委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

建設文教常任委員会委員長 (野々部 享君)

それでは、ただいまから建設文教常任委員会を開会いたします。

去る7日の本会議において、建設文教常任委員会に付託となりました議案について審査いたします。

当委員会に付託された所管は、建設部、水道事業及び教育委員会でございます。

それでは、ただいまから審査に入るわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁に入ってくださいよう、お願いいたします。各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるよう心がけてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長において議事整理を行う場合がありますので、御承知おきください。また、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣言し、内容が逸脱しないよう心がけてください。

はじめに、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案のうち、建設文教常任委員会所管分について、所管ごとに説明をお願いいたします。

大沼生涯学習課長。

生涯学習課長 (大沼 賀敬君)

生涯学習課長の大沼です。

それでは、タブレットを2画面表示にいただき、市長提出議案等の7ページと説明資料の4ページをお願いします。

まず、議案の7ページです。

議案第50号

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針等に基づき、公共施設の使用料等を改定するため必要があるからです。

議案の 8 ページをお願いします。

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案。

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例

今回の改正は、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく定期的な見直し 5 年を目安とした改正です。各施設ともに現行使用料の 0.8 倍から 1.2 倍までを改定範囲とする激変緩和措置を講じています。

それでは、建設文教常任委員会所管分について説明します。

まず、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく施設の使用料の改定です。

第 1 条は、清須市西枇杷島会館設置条例の一部改正です。

それでは、説明資料の 6 ページをお願いします。

西枇杷島会館の各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

続きまして、第 2 条 清須市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

説明資料の 6 ページから 7 ページ上段をお願いします。

清洲市民センター、西枇杷島小田井公民館、朝日公民館、一場公民館、春日公民館の各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

議案の 9 ページをお願いします。

第 3 条は、清須市春日 B & G 体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

それでは、説明資料の 7 ページ、中段をお願いします。

春日 B & G 体育館の各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

第 4 条は、清須市新川地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

それでは、説明資料の 8 ページ中段をお願いします。

新川地域文化広場（カルチバ新川）の各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。新使用料については条例に定める金額となりますが、実際に徴収する金額については、議決を得た後、指定管理者が利用料金制度に基づき別途定めることとなります。

議案の 9 ページをお願いします。

第 5 条は、清須市清洲勤労福祉会館設置条例の一部改正です。

それでは、説明資料の 9 ページから 10 ページ上段をお願いします。

清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）の各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。新使用料については条例に定める金額となりますが、実際に徴収する金額については、議

決を得た後、指定管理者が利用料金制度に基づき別途定めることとなります。

議案の10ページをお願いします。

第6条は、清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

それでは、説明資料の7ページ下段から8ページ上段をお願いします。

屋外社会体育施設の各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

議案の12ページをお願いします。

第11条は、清須市西枇杷島勤労福祉会館設置条例の一部改正です。

それでは、説明資料の7ページ中段をお願いします。

西枇杷島勤労福祉会館（にしびさわやかプラザ）の各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

議案の13ページをお願いします。

第15条は、清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正です。

それでは、説明資料の5ページ下段をお願いします。

庄内川水防センターの施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

議案の14ページをお願いします。

第19条は、清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正です。

それでは、説明資料の5ページ下段をお願いします。

水の交流ステーションの各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

次に、基本方針には該当しないその他施設使用料等の改定です。

議案の10ページ下段から11ページ上段をお願いします。

第7条は、清須市立学校施設開放条例の一部改正です。

それでは、説明資料の11ページ中段をお願いします。

学校施設の各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

議案の12ページ下段から13ページ上段をお願いします。

第13条は、清須市都市公園条例の一部改正です。

それでは、説明資料の11ページ上段をお願いします。

はるひ夢の森公園の各施設区分の現行使用区分、新使用区分を記載しています。使用料は据置きで時間数を変更するものです。

議案の13ページ下段から14ページをお願いします。

第18条は、清須市夢広場はるひの設置及び管理に関する条例の一部改正です。

それでは、説明資料の11ページ中段をお願いします。

はるひ美術館の各施設区分の現行使用料、新使用料、増減額を記載しています。

それでは、議案の14ページをお願いします。

中ほどの附則です。第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。ただし、第2項の規定は計画値の規定で公布の日から施行します。

第2項は、令和6年3月末までに令和6年4月1日以降の利用等の許可を受けた場合、その使用料等については、改正後の新使用料金等を徴収する旨を規定したものです。

議案第50号の説明は以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

飛永委員。

飛永 勝次委員

おはようございます、飛永でございます。

今ちょっと一通りの説明のお話の中で、議案の説明書をずっと読まさせてもらったんですが、今、課長のほうからもお話ありましたけど、例えば説明書の8ページのところの一番下にも書いてあるんですけども、新使用料については条例に定める金額となるが、実際に徴収する金額については議決を得た後、指定管理者が利用料金制度に基づき別途定めるということになっておって、これはずっと見ていきますと、アルコとカルチバとはるひの美術館もそうなんですかね、これ。これ、物価高騰の折ですので、どんなふうな説明をされるのかということと、今後どう決定していくのかということと、告知方法とか、丁寧に分かりやすくきちんと届けるように発信してほしいと思うので、そういうところをちょっと全般的に、今後どうやって決まっていったらいいかというふうに発信をされて、市民とか利用者に対してどんなふうに理解を促していく活動をされるかということ、ちょっと教えていただけますか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山です。

アルコとカルチバにつきましの利用料金制度につきましては、地方自治法に定められておりまして、その料金を利用料金として収入として収受することができるという規定を運用しまして、柔軟に指定管理者が料金を設定できるというものでございます。設定の幅につきましては、条例によりまして0.7から1.3倍の範囲において、使用料に対して利用料金を設定を行うことができるというものでございまして、効果的・効率的な施設の管理運営及び市民サービスの向上が見込まれるよう導入はされているものでございます。

なお、この0.7倍から1.3倍という根拠につきましては、指定管理者において過剰なサービスや行き過ぎた料金とならないように、条例において設定をいたしております。この範囲につきましては、愛知県の設置条例を参考に設定したものでございます。

今回、使用料の改定に合わせて、指定管理者と協議をただいま行っている、同時に行っている最中ございまして、使用料の改定が議会で議決された後、市長の承認を受けまして、利用料金の設定を市民の方に周知していく方法をとります。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員。

飛永 勝次委員

丁寧な説明ありがとうございます。市民の方に負担が増えたっていう感じがないように、受益者の間で皆さんで分かち合っ、こういう金額になったっていうことがよくよく伝わっていくように、発信方法とか告知の方法とか、あと回数とか、こういったことは何か今のところ、ちょっとこういう御時世なんで丁寧な説明が必要だと思うんですが、それに関しては何か具体的に今までと、やってきたことに加えてこうとか、何かもしあればコメントいただきたいんですけど。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山でございます。

今までもやってきている直接告知、ホームページの告知に加えまして、指定管理者においてLINEというものを使っておりまして、会員に周知ができるということでございますので、その

方法も1つ加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員。

飛永 勝次委員

分かりました。SNSもしっかり使っていただいて、丁寧に速く伝わるようにということと、あとアルコに限らずなのかな、市外の利用者も結構見えますよね、これ。そういう方々への告知というのは何かお考えはあるのでしょうか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

重複する部分もあるかと思いますが、指定管理者においてSNSを利用して市外の会員の方には周知できるというふうに思っております。また、市のホームページにおいても、利用料金の改定につきましては広報していきたいと思っております。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員。

飛永 勝次委員

SNSを上手に使っていただいて、知らせるべき人に届くように、ちょっとまたいろいろ御検討いただければなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

天野委員。

天野 武藏委員

今のところで同じようなことなんですけど、利用料金制を使っているということが、指定管理、アルコにしてもカルチバにしても皆、あっちもそうなんですけど。高くするということが、そりゃ1.3倍までできるんですけど、それで収入が増えるか増えないか、それは難しいところなんですけど、住民サービスとして今のまんまでもやれんことはないんですよ。料金を据置きというような形もやれんことはない。今、アルコなんかだと、この間、ちょっとコロナ禍では対象に

なりませんけど、5千5、6百万円の収入があると思うんですが。これが5年ごとに見直しされるときに、収入が多ければ多いほど、今度の契約をプロポーザルされるときに、契約を少しは向こうは下げてもいいなということになるんだと思うんですけど、そういうところがプロポーザルがいいとこだと思うんですよ。だけど、その場合には住民、市民からちょっと高くしてお金を頂かないと。でも、それによって5千5、6百万円以上の6千万円も入るか入らんか分かりませんが、それは。そのときにちょっと心配するところが僕、気になるんです。その5年後のプロポーザルのときに、向こうに収入を増やせるか、増やせないかというところが大事だと思うんですけどね、その利用料金で収入を増やすのか、あそこでいろんな販売して、そっちの販売のほうで潤ってもらやつはいいと思うんですが、市民の方、利用の人が欲しいから買うんだから。利用料金のとこの、そこの今の値上げのところを、部長、どんなような考えを持ってみえるかな、その5年後にプロポーザルのときに、そういう利用料金の関係が引っかかってくると思うんですけど。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

前回改定の際に利用料金制度を導入したと記憶しております。若干、やっぱり値上げに伴って入場者数は減っていると思うんですけども、その後、営業努力をしていただいて、入場者数の回復をだんだん図ってきて、コロナ禍前はやっぱり一番高い収入があったと思います。令和4年度につきましては、コロナ禍前のちょっとしたぐらいまで戻してはいるんですけども、今回、値上げをするということで、利用料金につきましても若干の値上げを今、指定管理者のほうは予定しているというふうに聞いておりますので、客離れというのがひょっとすると起きるかもしれませんが、そこはあと、委員言われましたように自主事業だとか、そういったところを充実して収入のカバーをしていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

天野委員。

天野 武藏委員

そうですね。やっぱりその値上げによって利用料が少なくては、会社のほうも困るというか、

次のときにまた契約するときに、契約料を値上げしてくれただって、市のほうも、値上げは今できませんよということになると思うんですけど。自主事業なんか、この指定管理のいいところは、やっぱり民間の力を借りて、民間がお金をしっかりともうけてというか、収入を得ていただいて、清須市との契約料金を安くしてもらおうということが、やっぱり一番だと思いますので、その点、ちょうどいい心具合の金額を、今の指定管理さんとしっかり打合せして、決めていただきたいと思いますので、その点、お願いして、よろしくをお願いします。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

そのほか、よろしいでしょうか。

松岡委員。

松岡 繁知委員

松岡です。

説明資料の4ページの、経費負担の割合イメージというふうに書いてあるんですけど、この税金で補填分が65%で受益者負担が35%という、この数字は、市としての決まり事ということでもいいんですか。今回値上げするに当たって、その2%上がるということを踏まえて、今後の説明によっては、例えば今この環境が人件費とか光熱費とかが上がっているということで、管理費が上がったということになれば、例えば5年後、またこの金額を決めるときに、この65%、35%っていうのがベースで下がることもあり得るということになると思うんですけど、この数字っていうのは、もう今後も65%、35%というのは決め事として進めていくということでもいいんですか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

今回の35%、65%という比率は、あくまで固定ではなく、今回、検証した結果でございます。あくまで光熱費、人件費、そういった上昇分を見越した金額で利用時間を割り戻して出た数字を基に検証した結果、前回の33%から2%上回った35%が受益者さんに負担している金額となりました。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

松岡委員。

松岡 繁知委員

はい、分かりました。ありがとうございます。じゃあ、今後また5年をめどに改正するという
ことなんですけど、またそのときはこの数字は特に関係ない、要は説明するに当たって、何で上
がったかっていう根拠の部分っていうんですか、その説明に当たって、なぜかという部分が、数
字でいうと使われる方に伝えやすいのかなという部分があって、これが1つの目安というか、市
のベースですよっていうことがあるんだったら、使われる方も納得しやすいのかなと思ったんで、
ちょっと確認させてもらったんですけど、今後また5年後、また計画、改正されるときは、ま
たそのときの数字が違ってくる可能性があるということですね。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

はい、そうですね。あくまでそういった経費を基に使用料金を算出しておりますので、固定で
はないということで御理解のほうお願いしたいと思います。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ほかによろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

では、これで質疑を終了し、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する
条例案のうち、建設文教常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案のうち、建設
文教常任委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案のうち、建設文教常任委員

会所管分について説明をお願いいたします。

鈴木都市計画課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課長の鈴木でございます。

お手元の令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等の15ページと説明資料の15ページを御覧ください。

市長提出議案等の15ページです。

議案第51号

清須市手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、市の事務で特定の者のためにするものの利益を受ける者と利益を受けない者との負担の公平性を考慮し、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針等に基づく公共施設の使用料等の改定に併せ、利益を受ける者から徴収する手数料を改定するため必要があるからです。

市長提出議案等の16ページをお願いします。

清須市手数料条例等の一部を改正する条例案

清須市手数料条例等の一部を改正する条例

建設文教常任委員会所管分については、第1条 清須市手数料条例の一部を次のように改正するでございます。主な改正内容を御説明いたします。

説明資料の15ページをお願いします。

3つ目の丸、手数料の改定を御覧ください。

（1）清須市手数料条例の一部改正の表のとおり、優良宅地造成認定申請手数料を8万6千円から9万2千円に。優良住宅新築認定申請手数料を新築住宅の床面積の合計が100㎡以下のものは6千200円から6千300円に改定するなど、表に記載のとおり床面積に応じて改めるものでございます。

市長提出議案等の17ページを御覧ください。

附則です。第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第51号の説明は以上です。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

飛永委員。

飛永 勝次委員

飛永でございます。

宅地の造成と住宅の新築に関しての申請の手数料ということなんですけど、これって近隣市と比べてどんな、今、数字出ますか、隣接市と。名古屋は別に。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

近隣市につきましても、おおむね、これ愛知県の方の手数料条例に準拠して手数料を定めておりますので、愛知県の金額と一律であるという認識をしております。

以上です。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員、いいですか。

ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

これで質疑を終了し、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案のうち、建設文教常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案のうち、建設文教常任委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

鈴木都市計画課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課長の鈴木でございます。

お手元の、令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等の53ページと説明資料の24ページを御覧ください。

市長提出議案等の53ページです。

議案第60号

清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

市長提出議案等の54ページを御覧ください。

清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案

清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

清須市空家等対策協議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中第7条第1項を第8条第1項に改める。

改正内容でございます。説明資料の24ページを御覧ください。

上位法である空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用条項を整理するものです。

市長提出議案等の54ページをお願いします。

附則です。この条例は公布の日から施行する。

議案第60号の説明は以上です。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

飛永委員。

飛永 勝次委員

飛永でございます。

今、説明があったとおり、これは国のほうで6月ですか、空き家の特措法の改正がなされて、12月に施行ということで進めているものを受けて、この条例を整理された上でこうなったってことなんですけど、これ具体的に何がどんなふうに変ってくるのかって、少し御説明していただけますか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

特措法の改正の大まかな内容でよろしいですか。上位法の特措法のほうの大きな、かなりたくさんの方の改定があったんですけども、大きく言いまして4つほどあるかと思います。

1つ目が、管理不全空家等という新しい今回用語が出てまいりまして、いわゆる特定空家等という法的に固定資産税の減免が受けられるようなものの解除とか、そういう所有者の方にあまり空き家を持つとると不利益になるような指定というのが特定空家等というのがあったんですけど、これに似たような内容のものですね。いわゆる放置すると特定空家等になるおそれのあるような、いわゆる事前の段階で指定ができるこの管理不全空家等というものへの指定というのが、かなり大きなものが1つあるかなと思います。

その他、2つ目として、空家等活用促進区域というものを自治体が指定しまして、空き家がある現状の中で解決していく、市町村が積極的にその解消に向けて地域を指定して、接道要件とか用途なんかの規制の合理化、緩和というようなことをするというようなものが1つ入りました。

あと、もう一つ空家等管理活用支援法人ということで、NPOだったり民間会社があるんですけど、そういった団体さんが市の空き家の事務を一緒に手伝っていただくような形ができるというような制度があります。

最後に、特定空家等の除却ということで、緊急時、災害等とか緊急のときに指定の手続を行わ

ずに、その空き家等を緊急に除却することができるような権限も新たに追加されたと、このようなどが大きな変更になるかなというふうに思っております。

以上です。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員。

飛永 勝次委員

今、結構大きなところだけお話をさせていただいたんですけども、こういったことも今後、審議会においては、改めて議題として、市としてどうやって対応していくかと。当然こういうことはやられると思うんですけど、これ1個、管理不全空家って話が出たんですが、これ新しいいわゆる空き家の捉え方のカテゴリーで、いわゆる今まで特定空家って、結構これハードルが高かったんですよ。それになる前の危険性もしくは空き家になっていて、治安とか防犯とかを脅かすおそれがあるものを、何らかの形で不全だよっていう形でやるんですけど、そうするとこれ、固定資産税が、住宅って軽減措置受けていて、評価額の6分の1でいいよって言ってるものを、市のほうで元に戻すっていうか、6分の1だったものを6倍にするっていうことができるっていうこともあるんですけども。こういったことも審議会の中でやっていくんでしょうかね、どうなんでしょう。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

まだこの新しい法律については、ほかの自治体とも今、情報共有しておるところですけど、その中で、まだ見えてない部分がある中で実際にどうやって実務をやっていくか、その中での話に少しなるんですけど、委員おっしゃるとおり、固定資産税の住宅用の用地の特例というのを、特定空家の場合はもう外してしまって、税金が上がって、撤去を急がせるというような流れがありまして、これと同じことが管理不全空家のほうでもできるもんですから、具体的に申しますと、今まで、まだ特定空家等と認定できなかった案件でも、これはもう、恐らくこのまま行けば、数年後には特定空家になるだろうというところで、今までなかなか手が出せなかったものについても、これは管理不全空家等ですということで指定をさせていただくことも、市のほうに権限が、市というか、自治体のほうに権限がありますので、それは積極的に活用して未然に防いでいくと、空き家になっていくのを未然に防いでいくということをやっていかなければいけないというふう

考えております。

以上です。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員。

飛永 勝次委員

空き家になっていくものに、いわゆる不動産の状況だけ見ると、例えば接道状況がよくないとか、共有者が何人かいて話し合いができないとかということがよく見受けられる傾向だと思います。今、この中で接道の合理化っていう話も、たしか国土交通省からきていて、これも市町村のほうで見直していいよって話になっているんですけど、土地に対しての道路って、いわゆる接道義務を果たす建築基準法上の道路ができちゃうと、普通に取引できる不動産になっちゃうので、空き家・空き地の対策にはいいんでしょうけど、それによっていわゆる受益者が当然出てきますので、じゃあその道路、何をどうしてどうするんだっていうことやなんかも、法律上とか費用負担とか、そういったこともしっかり審議会で検討していただけるといいかなと思います。これ、非常に重要な利害に関わることなのでということと、もう1個が、さっき言った共有の話なんですけど、今年度から共有持ち分の、いわゆる動産、不動産に対しての処分の仕方が実は法改正になっていますので、連絡が取れない共有者に対しては、裁判所に申立てをして判決をもらえば処分ができるという形に今なってきているので、こういったことも状況を知っていく中で、審議会のほうで、今年度からもう変わっているのが共有が、来年度から相続が登記が義務になるということになって、ますます空き家に関しての対策が拍車がかかってくる感じがあるので、市のほうも遅れないようにと思いますが、そこら辺、ちょっとコメントだけといいますか、御見解を。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課、鈴木です。

委員おっしゃるとおり、民法上、今回、特措法でも盛り込まれておりますけど、先般の改正民法のほうでもありましたが、やはり財産管理において、例えば共有名義になっていて、そのうちの一部の方が連絡がつかないというときというのは、例えば空き家でいいますと行政はなかなか手が出しにくいところではございました。しかし、おっしゃるとおり、市のほうも利害関係者というくくりの中に自治体も今回入ってきたというのが一番大きな変更だと思いますので、市として

も、この裁判所のほうに申し立てまして、財産管理人を立ててほしいということが言えるようになってくるといような趣旨が書いてございますので、そうすればより今まで動かしにくかった、民法上、なかなか動かせなかったような物件も、市が積極的に空き家の解消という理由で、利害関係者となれるというふうに認識しておりますので、その辺はしっかり理解を進めていきたいと思っております。

以上です。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員。

飛永 勝次委員

審議会の中でも、しっかり効果的で実効力のある施策をしっかり練っていただいて、対策が今まで以上にスムーズに進むように進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

あと、ほかはよろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって、議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について説明をお願いいたします。

高山スポーツ課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山でございます。よろしくお願いいたします。

議案第61号について御説明いたします。

令和5年12月清須市議会定例会提出議案等の55ページ、併せて市長提出議案等説明資料の25ページをお願いいたします。

はじめに、市長提出議案等の55ページをお願いいたします。

議案第61号

工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1 契約の目的

清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事

2 契約の方法

総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札

3 契約の金額

金13億8千160万円

4 契約の相手方

名古屋市中区大須1丁目6番47号 川崎設備工業株式会社中部支社

常務取締役支社長 番 清彦

5 契約の期間 着手 契約の日の翌日 完了 令和7年7月31日

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

56ページをお願いいたします。

工事入札結果報告について御説明いたします。

工事名 清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事

工事箇所 愛知県清須市清洲2537番地

工事内容の主なものといたしましては、1の設備工事として既存ヒートポンプ撤去。ガスヒートポンプエアコン及び電気式ヒートポンプエアコン室外機、室内機新設。受変電設備及び非常用発電機更新などでございます。

次に、2の建築工事といたしまして、設備更新に伴う内部天井工事。外部屋上、外部屋根屋上防水工事、トイレ一部洋式化工事などがございます。

開札期日は令和5年10月20日でした。

表の最下段にあるように、入札参加業者は1社で、評価値が1.11でありました川崎設備工業株式会社中部支社が落札者となりました。

工事概要及び参考図面につきましては、説明資料の25、27ページに掲載させていただきました。

議案第61号の説明は以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

飛永委員。

飛永 勝次委員

度々すみません、飛永でございます。

これ、入札金額が14億弱ということで、清須市が1年間貯金する財調の7割ぐらいのお金を使ってしまうものなので、ちょっと工事の内容の内訳を知りたいなど。これ見ると大きく1と2としか分かれてないんですが、1の設備工事の中には当然、既存の設備の撤去費があって、新設の部材の手配と、その設備設置費があると思います。2番の建築工事においては、これは設備更新に伴うという言葉は一応入っているものの、何かトイレの一部洋式化とか、プールの床仕上げ工事とかも入っているので、これに乗じて何かそういう維持管理工事も一緒にやるのかなというふうにちょっと思ってしまったので、もうちょっとざっくりでいいんですけども、今言った既設の撤去費、新設の工事費、あと建設工事費が全体のうちどれぐらい占めているかというぐらいは、ちょっと示していただけるといいと思うんですが、いかがでしょうか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

工事内容について記載されております金額等、発表に代えさせていただきたいと思います。既設のヒートポンプ撤去といたしまして3千300万円、ガスヒートポンプ室外機・室内機新設8千300万円、電気式ヒートポンプ室外機・室内機1億8千万円、給湯設備新設1億7千万円、

コージェネレーション新設8千400万円、受変電設備更新及び非常用発電機1億2千400万円、建築工事といたしまして主なものは設備架台基礎工事に1千610万円、設備廻りフェンス工事240万円、設備更新に伴う内部天井工事1千200万円、外部屋根屋上防水工事8千200万円、それからトイレ部洋式化工事690万円、プール床仕上げ工事390万円、外構工事及び仮設工事に960万円というふうに主なものはなります。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員。

飛永 勝次委員

設備工事の内訳はよく分かりました。非常用の電源もこの機に更新をしていただけたということで、いいタイミングでというか、元のものはどうだったのか、どれぐらいの使用頻度だったか分かりませんが、新しいものに替えてもらえるというのはいいことだと思います。あと、建築工事はこれ、ちょっとさっきも言いましたけど、この機会にいわゆる小さな保全工事というか、建物の維持管理工事というものも、これは入っているのか、それとも工事に伴う、いわゆる養生したものを元に戻すという、養生して元に戻すという感じですかね。そういったものも入っているのか。保全の工事も入っているのは入っているでいいんですけど、ちょっとそれだけ教えていただけますか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

先ほど申しあげました内部天井工事につきましては、室外機とあとは配管ダクト等を替える関係で、一度めくったものを、また新しくはめ替えると、つけ替えるというものでございます。それから、トイレにつきましては、和式のタイプが残っておりますので、それをこの機に併せて洋式化を進めていくというものでございまして、あとプールの床につきましては、傷んでいる所がありますので、同時にやっていきたいということでございます。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

天野委員。

天野 武藏委員

この工事の着手は契約の日の翌日ってなってますが、これ12月議会終わってからだから、これ来年度になるかと思うんですけど、いつ頃これ、契約日の翌日というのと、いつ頃。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

当局、答弁。

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山でございます。

年明けになるかと思えますけど、すぐに契約をいたしまして、それから現場の状況を設計管理業者と共に打合せをさせていただいて、それから作業工程等を構築していくということを考えております。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

天野委員。

天野 武蔵委員

なぜお聞きしたかというのと、その契約の翌日から、軽くはこれ全体を令和7年、再来年だね、再来年の7月31日まで全てお休みするのか、体育棟は使えるから、体育棟はこういうふうに使おうとかね。何か途中、トレーニングジムは使えるからとか、そういうことをされるのか、全てお休みされるのか、これ、どうですか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山でございます。

そちらにつきましては、今、設計の段階ではございますが、4つほどメガな理由がございます。1つ目といたしましては、車の出入りができる部分が南側の1か所しかございませんので、工事の動線と利用者の動線を完全に分けることができないということ。それから、2つ目といたしましては、電源を工事用の電源に切り替えますので、一般電源は利用不可ということが原則になってしまいます。それから3つ目といたしましては、スプリンクラーを取り外してしまいますので、工事が終わるまで消防法上問題があるということと、それから4つ目といたしましては、敷地内が工事エリアとなりまして、二方向避難というものが求められておりますが、そちらのほうで

きないということで、部分使用はできないという判断をいたしております。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

天野委員。

天野 武藏委員

来年の1月に契約して、その翌日から全て再来年の7月31日、約1年半かね、1年と6か月ぐらいを全て休館するという認識でよろしいですか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山でございます。

現在、設計の段階でございますけど、9か月ほど全面休館という予定をしております。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

プールの繁忙期は営業したいと思っております。製品の発注等ありますので、休館につきましては来年の、令和6年の9月から令和7年の6月いっぱいは今予定をしております。

以上です。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

天野委員。

天野 武藏委員

約10か月ぐらいは丸っと使えないというか休館されるということですけど、このときに指定管理者のほうの利用料金が、収入が得られないということもあると思うんですけど、その点は何かこれ、業者さんと補償等の打合せとか、そういうのはされるものですか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

こちらにつきましては、来年度当初予算等で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ほかによろしいでしょうか。

齊藤副委員長。

齊藤 紗綾香副委員長

齊藤です。

既存ヒートポンプもガスヒートポンプ、ガスと電気が両方だったということですか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山でございます。

既設につきましては電気のヒートポンプのみでございました。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

齊藤副委員長。

齊藤 紗綾香副委員長

齊藤です。

じゃあ、何でこれ今回、ガスを導入したのか教えてください。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課、高山でございます。

ガスを導入した理由につきましては、非常時の場合に遮断にならないというメリットがございます。特に中圧Aという太い配管でガスを引き込みますので、災害に強いというメリットがございますので、そちらのほうを導入しました。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

齊藤副委員長。

齊藤 紗綾香副委員長

この電気式のほうに、今、非常用とおっしゃった、非常事態、非常時とおっしゃったけど、その非常用発電機更新ってあるんですけど、電気のほうではそれが賄えないということですか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

少し補足させていただきたいと思いますが、今回、ガスヒートポンプ等を使うのは、福祉避難所として指定してありますプール棟の3階の避難所エリアに、ガスヒートポンプでエアコン等を供給すると。あと、大きいところは、アリーナとかは今までどおり電気でやるという予定をしております。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

齊藤副委員長。

齊藤 紗綾香副委員長

ちょっとそのガスでなければ、その3階につながるのはガスじゃないといけないという理由が、ちょっと私、まだ分からないので。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

先ほど課長が申しましたように、中圧Aガスというのが耐震性の優れたもので、供給が止まりにくいというところで、避難所はそれで賄うという考えでございます。

以上です。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

齊藤副委員長。

齊藤 紗綾香副委員長

齊藤です。

あくまでもその避難所が、運営が必ずできるようにというのが重視されたってということですか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

そのとおりでございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

齊藤副委員長。

齊藤 紗綾香副委員長

承知しました。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ほかによろしいでしょうか。

飛永委員。

飛永 勝次委員

度々すみません。説明資料の27ページに、工事概要書と図面がくっついてまして、この特記事項のところに、工事をするに当たって、安全にするにはという内容がずっと細かく書いてあるんですが、ちょっと1つ教えていただきたいのが、ここの15番のところに、JR東海側と協議打合せの上っていう話があります。これ、ずっと読んでいくと、新幹線の沿線沿いに室外機、キュービクルが集中してあって、多分このJRの何らかのルールで、何らかの安全対策をしなければいけないという話になってるんですけど、ちょっとどんなことなのか教えていただけますか。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山でございます。

こちらにつきましては、建設工事公衆災害防止対策要綱に定められておりまして、クレーン等を使用する場合は、事前に鉄道事業者、この場合、JR東海でございますが、そちらのほうの打合せが必要になるということに基づいたものでございます。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員。

飛永 勝次委員

ここにも、発生した安全対策は業者が費用を負担するって書いてあるので、費用に関してはいいんですけども、市が発注者として、その公共交通機関の日本の大事な大動脈というかの近くでやる工事なので、発注者としても一緒になって注意を、細心の注意を払って、1年半ぐらいいかな、やられるので、注意を払っていただければなと思いますので、それはよろしく願いいたします。

以上です。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ほか、よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

これで質疑を終了し、議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって、議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 市道路線の認定及び廃止について説明をお願いいたします。

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

市長提出議案等の59ページを御覧ください。併せて説明資料の30ページも御覧ください。

議案第63号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線の認定及び廃止をすることについて、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、民間事業者が計画する開発事業に対応するため、市道路線の認定及び廃止をする必要があるからです。

市長提出議案等の60ページを御覧ください。

今回認定いたします路線になります。認定路線といたしまして、路線番号4319 白弓郷ケ島1号線。基点、清須市春日白弓150番2地先。終点、清須市春日郷ケ島24番地先。延長267mです。

61ページは概要図になります。場所については、市の北東部で水場川付近の路線になります。続きまして、62ページは詳細図1になりまして、認定路線は中央の太い矢印線の箇所となります。

続きまして、63ページになります。

63ページは廃止路線になります。路線番号、路線名及び基点は市道認定路線と同じです。終点が清須市郷ケ島49番地先。延長は326.7mです。

続きまして、64ページは概要図で、65ページは詳細図2になります。先ほどの市道認定路線詳細図62ページと見比べていただきますと、矢印の先の部分、終点箇所が1区画分違っていることがお分かりいただけるかと思えます。この約60m分の路線を民間事業者が計画する開発事業に対応するため、認定及び廃止をするものです。

議案第63号の説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第63号 市道路線の認定及び廃止について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって、議案第63号 市道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案のうち、建設文教常任委員会所管分について説明をお願いいたします。

高山課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山でございます。

議案第64号について、建設文教常任委員会所管分を一括して御説明いたします。

それでは、タブレット端末を1画面表示にさせていただきまして、令和5年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正です。

下段の清洲勤労福祉会館整備事業は、工事契約額の確定及び年度割額が変更となったことに伴い、4億2千301万7千円を増額し、補正後の限度額を12億7千729万9千円に変更するものです。

続きまして5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正です。

体育施設整備事業は、清洲勤労福祉会館整備事業の令和5年度事業費の減少に伴い4億2千万円を減額し、補正後の限度額を2億3千万円に変更するものです。

続きまして12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

22款市債、1項市債、4目教育債、補正額4億2千万円の減額、2節保健体育債です。これは清洲勤労福祉会館整備事業の令和5年度事業費の確定によるものです。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額67万円の減額、1節報酬から4節共済費までです。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額863万2千円の減額、1節報酬から4節共済費までです。

24、25ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額880万8千円の増額、1節報酬から8節旅費までです。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額14万2千円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額60万5千円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

26、27ページを御覧ください。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、補正額1千859万3千円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額852万8千円の減額、1節報酬から4節共済費までです。

2目公民館費、補正額208万5千円の増額、1節報酬から8節旅費までです。

4目社会教育施設費、補正額7千円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額111万8千円の増額、2節給料から4節共済費までです。

2目体育施設費、補正額4億3千403万1千円の減額、1節報酬から14節工事請負費までです。

清洲勤労福祉会館整備費の減額は、令和5年度事業費の確定によるものです。

28、29ページをお願いいたします。

3目給食センター費、補正額166万9千円の減額、1節報酬から4節共済費までです。

建設文教常任委員会所管分は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

飛永委員。

飛永 勝次委員

一般会計の債務負担行為の補正と地方債補正のところでちょっと教えてください。

債務負担行為は4億増になって、前の説明の中で工事の着手分が年度割で変わりましたというお話がありました。それを受けて債務負担行為が増えていって、地方債が減っているという格好

になると思うんですが、どういう経緯でこうなっていてというのを、ちょっとお話をお聞きしたいんですけども。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

高山スポーツ課長。

スポーツ課長（高山 敬君）

令和5年度で契約額が確定したことで、令和6年度、7年度に回す金額が増えたものでございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

少し補足をさせていただきたいと思いますが、当初設計の段階とか予算編成の段階では、今年度出来高40%程度を見込んでおりましたが、昨今の社会情勢といいますかコロナの影響もありまして、キュービクルとか非常用発電機などで部品調達が一部できない、見込みができなくなったということがあります。で、今年の出来高を40%から10%で見直したということがありまして、その分が令和6年度、7年度に行きますので、そういった部分で変更をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

飛永委員。

飛永 勝次委員

地方債なんか特に減額になっている部分は、令和6年度、7年度の部分でまた調達をしていくという形で理解しとけばいいですかね。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

そのとおりでございます。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ほか、よろしいでしょうか。いいですか。

(「なし」の声あり)

建設文教常任委員会委員長 (野々部 享君)

これで質疑を終了し、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算(第6号)案のうち建設文教常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教常任委員会委員長 (野々部 享君)

ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算(第6号)案のうち建設文教常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算(第1号)案について説明をお願いいたします。

伊藤上下水道課長。

上下水道課長 (伊藤 嘉規君)

上下水道課の伊藤でございます。

議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算(第1号)案について御説明いたします。

令和5年度清須市水道事業会計・下水道事業会計補正予算書及び説明書の8ページ、9ページを御覧ください。

令和5年度清須市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画明細書でございます。

収益的支出

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費、補正予定額13万4千円の増額、1節給料から6節報酬まででございます。

説明欄を御覧いただきまして、職員人件費の減額、会計年度任用職員報酬の増額は、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴うものでございます。

資本的支出

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予定額28万9千円の増額、1節給料から3節法定福利費まででございます。

説明欄を御覧いただきまして、職員人件費の増額は人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。いいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ありがとうございました。

全員賛成でございます。

よって、議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案について説明をお願いいたします。

伊藤上下水道課長。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

上下水道課の伊藤でございます。

引き続きまして、議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明いたします。

令和5年度清須市水道事業会計・下水道事業会計補正予算書及び説明書の18、19ページを御覧ください。

令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書でございます。

収益的支出

1款下水道事業費用、1項営業費用、6目総係費、補正予定額194万1千円の増額、1節給

料から6節報酬まででございます。

説明欄を御覧いただきまして、職員人件費の増額、会計年度任用職員報酬の増額は、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴うものでございます。

その下、資本的支出

1款資本的支出、1項建設改良費、3目建設総係費、補正予定額114万8千円の減額、1節給料から3節法定福利費まででございます。

説明欄を御覧いただきまして、職員人件費の減額は、人事異動などに伴うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。いいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

ありがとうございました

全員賛成でございます。

よって、議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教常任委員会に付託されました議案についての審査は終了いたしました。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

御異議ございませんので、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出させていただきます。

また、委員長報告につきましては、正副委員長に一任していただくことに御異議ございません

でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

建設文教常任委員会委員長 (野々部 享君)

ありがとうございます。

御異議ございませんので、そのように決定させていただきます。

これをもちまして建設文教常任委員会を閉会させていただきます。

早朝よりお疲れさまでございました。

(時に午前10時45分 閉会)

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月11日

建設文教常任委員会委員長 野々部 享